

緑の風 NEWS



JR東労組



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2024年 6月6日 No. 109

異常な職場管理を是正する姿勢はないのか!! 事実を隠蔽した回答だ!

2024年6月5日、盛岡地本「申8号 大雪による通勤災害に対し年休申請を行ったが承認されずに「欠在」となった事象に対する「嚴重注意」の撤回を求める緊急申し入れ」の団体交渉が開催されました。【緑の風 NEWS No.91 参照】その団体交渉の中で、会社は驚くべき回答を行いました。

通勤障害は、存在しない証明書の提出が必要!?

組合：今回「欠在」だが通勤障害にならない理由は？

会社：通勤障害に当てはまらない。今回は自宅から八戸駅まで自動車移動しており、障害休暇取得の際は「交通しゃ断証明書」の提出が必要だが出されてない事から「欠在」の扱いとなる。

組合：「交通しゃ断証明書」を八戸市役所に問い合わせたが「そういうものは存在しない」と返答された。存在しない書類を出す事はできない。

会社：障害休暇を取得のための提出書類なので、提出がなければ障害休暇に該当しない。

一制度の不備で発生した問題の責任を労働者に転嫁しているだけではないか!

年休申請した事実の **隠蔽** か!?

組合：今回なぜ年休が認められなかったのか。

会社：年休申請については、時季指定していない認識。

組合：当該組合員は遅れて出勤した際「当務のところを年休というのは責任感が無い」と言われ、嚴重注意処分を言い渡された際は「健康状態をみれば、年休が2.5しか無いし、冬場で風邪も引くかもしれない」など言われている。事実経過からも年休取得の事実があった。

会社：今交渉で重要な所なので、慎重に何度も確認した。「年休取得したい」とのやりとりは確認されなかった。

一会社に都合の悪い事実はなかったことにするのか!

組合：処分撤回を強く求める!

会社：処分撤回する考えはない。

**異常な職場管理に抗するため、
JR東労組へ今こそ結集しよう!**